

あいち産業科学技術総合センターにおける研究活動の不正行為等への対応に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、あいち産業科学技術総合センター（以下「産科技センター」という。）における研究活動の不正行為等への対応に関し必要な事項を定めることにより、産科技センターにおける研究活動の不正行為等への防止を図り、もって公正な研究活動及び研究費の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 産科技センターにおいて研究業務に従事する者。
- (2) 事務職員 産科技センターにおいて事務業務に従事する者。
- (3) 公的研究費 国又は国が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金を原資として産科技センターに配分される研究資金。
- (4) 公的研究費の不正使用 故意又は重大な過失により、契約、法令等（愛知県及び産科技センターの内規を含む。以下同じ。）に違反して公的研究費を使用すること。
- (5) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (6) 改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (7) 盗用 他人のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (8) 特定不正行為 公的研究費による研究に関し、研究者又はかつて研究者であった者が、故意又は重大な過失により、産科技センター在籍中に発表した研究成果の中に、捏造、改ざん又は盗用によるデータや調査結果等を示すこと。
- (9) 研究活動の不正行為等 公的研究費の不正使用又は特定不正行為。

(責任と権限)

第3条 産科技センターの長を、産科技センターにおける公的研究費の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動についての最高管理責任者とする。

- 2 産科技センターの副所長を、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動に対する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者とする。
- 3 産科技センターの共同研究支援部長及び各技術センターの長を、共同研究支援部又は各技術センター（以下「部局」という。）における公的研究費の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という。）とする。
- 4 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について統括管理責任者及び部局責任者から定期的に報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、公的研究費の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動の実効性を高めるため、必要に応じて本指針を見直すなど、適切にリーダーシップを発揮しなければなら

らない。

(公的研究費の事務処理手続等)

第4条 公的研究費の受入及び執行に係る事務処理手続きについては、愛知県財務規則(昭和39年3月25日規則10号)により明確かつ統一的な運用を図る。

2 前項の事務処理手続に関する産科技センター内外からの相談を受け付ける窓口は、企画連携部とする。

3 第1項の事務処理に関する職務権限については、愛知県行政組織規則(昭和39年4月1日規則21号)による。

4 第1項の事務処理に関する決裁手続については、愛知県事務決裁規程(平成15年3月28日訓令5号)による。

5 研究者及び事務職員の行動規範は愛知県職員服務規程(昭和39年6月1日訓令28号)及び愛知県職員倫理規程(平成13年3月30日訓令8号)による。

(監査への適切な対応)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理のため、愛知県監査委員会事務局及び愛知県監査委員が実施する監査に適切に対応する。

2 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理のため、内部監査員を任命する。

3 内部監査員は、管理部、企画連携部及び各技術センター総務課と連携し、公的研究費の不正使用の発生要因に応じた内部監査を実施する。

(研究活動の不正行為等の防止の取組)

第6条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為等を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境、体制の充実に努めなくてはならない。

2 統括管理責任者は、研究活動の不正行為等を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定する。

3 統括管理責任者は、前項の不正防止計画を率先して実施し、その進捗管理に努めるとともに、進捗状況を最高管理責任者に報告する。

4 第2項の不正防止計画を推進する部署は、企画連携部とする。

5 部局責任者は、自己の管理監督する部局内の公的研究費に携わる研究者及び事務職員に対し、研究活動の不正行為等を防止するための研修を実施する。

6 部局責任者は、自己の管理監督する部局内の公的研究費に携わる研究者及び事務職員が、適切に公的研究費の管理、執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

7 部局責任者は、前2項の実施状況を統括管理責任者に報告する。

(告発窓口)

第7条 研究活動の不正行為等に関する相談及び告発に対応するため、企画連携部に告発窓口を置く。

2 研究活動の不正行為等に関する相談及び告発は、告発窓口に対し、書面、電話、電子メール又は面談により行うことができる。

3 告発窓口は、研究活動の不正行為等に関する告発については、当該告発を行う者(以

下「告発者」という。)の実名による告発であり、かつ研究活動の不正行為等を行ったとする者(以下「被告発者」という。)、研究活動の不正行為等の態様等、事案が明示され、さらに研究活動の不正行為等とする合理的根拠が示されているもののみを受け付けるものとする。

- 4 告発窓口は、前項の規定にかかわらず、匿名による告発であっても、その理由や告発の内容に応じ、実名による告発に準じて取り扱うことができる。
- 5 告発窓口は、告発を受け付けたときは、最高管理責任者、統括管理責任者、被告発者の所属する部局の部局責任者及び産科技センターを所管する経済産業局主務課(以下「主務課」という。)に当該告発を報告するものとする。

(予備調査)

第8条 最高管理責任者は、前条第5項の報告を受けたときは、統括管理責任者に告発内容に関する予備調査(以下「予備調査」という。)を実施させ、予備調査結果を報告させるとともに、原則として告発を受け付けた日の翌日から30日以内に、本格的な調査(以下「本調査」という。)の要否を決定する。

- 2 統括管理責任者は、予備調査に際し、被告発者、被告発者の所属する部局の部局責任者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。
- 3 予備調査は、以下の構成員によって行うものとする。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が必要と認める者(ただし、告発者及び被告発者と利害関係のある者を除く。) 若干名

- 4 予備調査では、告発された研究活動の不正行為等に対する調査可能性及び研究活動の不正行為等とする理由等の合理性について調査を行うものとする。
- 5 最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査を実施しないと決定した場合は、その理由を付して、告発者及び主務課に通知するとともに、契約、法令等に基づき、公的研究費の配分機関(以下「配分機関」という。)にも通知するものとする。ただし、告発が匿名であるときは、告発者への通知は不要とする。
- 6 予備調査に係る事務は、告発窓口が行う。

(本調査)

第9条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、調査対象、調査方法等について主務課と協議するとともに、契約、法令等に基づき、配分機関に報告するものとする(調査の対象が文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における特定不正行為の場合は、文部科学省にも報告するものとする)。

- 2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、調査委員会を設置し、当該調査委員会に本調査を実施させるとともに、本調査の実施を告発者及び主務課に通知するものとする。ただし、告発が匿名であるときは、告発者への通知は不要とする。
- 3 本調査は、原則として前条第1項による決定の日の翌日から30日以内に開始するものとする。
- 4 本調査は、次に掲げる各号のとおり実施するものとする。

- (1) 告発の内容が公的研究費の不正使用に該当する場合
公的研究費の使用に係る証拠書類の精査や使用実態の調査、関係者へのヒアリング、必要に応じて業者が保管する証拠書類等の精査、その他調査委員会が必要と認めた事項
- (2) 告発の内容が特定不正行為に該当する場合
論文や生データ、実験ノート、実験試料等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング、必要に応じて被告発者による再実験の実施、その他調査委員会が必要と認めた事項
- 5 調査委員会は、本調査において、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 6 被告発者は、前項の弁明において告発の内容を否認する場合は、自らの責任において科学的根拠、合理的根拠等を示し、研究活動の不正行為等の疑惑を晴らさなければならない。
- 7 前項において、被告発者が本来存在するべき根拠等を示すことができない場合は、研究活動の不正行為等があったとみなすものとする。ただし、被告発者の責によらず示すことができないときは、この限りでない。
- 8 被告発者は、本調査に対して誠実に協力しなければならず、正当な理由がない限り、本調査を拒否することができない。
- 9 被告発者以外の研究者及び事務職員は、本調査に協力しなければならない。
(調査委員会)

第10条 調査委員会は、次の各号による委員で構成するとともに、調査委員の半数以上が第2号で定める委員で構成され、全ての調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。また、第3号及び第4号に定める委員は、調査事項により省略することができるものとする。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 産科技センターに属さない外部有識者
 - (3) 部局責任者の中から最高管理責任者が任命する者
 - (4) 事務職員の中から最高管理責任者が任命する者
- 2 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ定められた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者はその内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 3 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に定める委員をもって充てる。
- 4 本調査に係る事務は、告発窓口が行う。
(本調査中の措置)

第11条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、研究活動の不正行為等に係る公的研究費の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、必要に応じ、本調査の中間報告を主務課に提出するとともに、契約、法令等に基づき、配分機関にも提出するものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の終了前であっても、研究活動の不正行為等が一部でも確認されたときは、当該研究活動の不正行為等を認定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに主務課に報告するとともに、契約、法令等に基づき、配分機関にも報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、配分機関から本調査に係る資料の提出若しくは閲覧、又は配分機関による現地調査を求められた場合は、本調査に支障が生じる等の正当な事由があるときを除き、契約、法令等に基づき、当該求めに応じるものとする。

(認定)

第12条 調査委員会は、原則として本調査を開始した日から150日以内に本調査の内容をまとめ、研究活動の不正行為等が行われたか否かを認定するものとする。

- 2 調査委員会は、本調査の結果、研究活動の不正行為等が行われたと認定する場合は、その内容、関与した者及びその関与の程度等を併せて認定するものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の結果、研究活動の不正行為等が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。この場合において、調査委員会は、当該認定を行うに当たっては、告発が匿名であるときを除き、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、前3項の認定を行ったときは、速やかに、当該認定の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、原則として告発を受け付けた日の翌日から210日以内に、本調査の認定内容その他必要事項（研究活動の不正行為等が行われたと認定された場合における不正発生要因及び再発防止策等）を最終報告書にまとめ、主務課に提出するとともに、契約、法令等に基づき、配分機関に提出するものとする（調査の対象が文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における特定不正行為の場合は、文部科学省にも提出するものとする）。

(不服申立て)

第13条 被告発者は、本調査の結果に疑義がある場合において、本調査の結果の通知日から15日以内に統括管理責任者に対し不服申立てができる。不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者に通知するとともに、主務課及び配分機関に報告するものとする（調査の対象が文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における特定不正行為の場合は、文部科学省にも報告するものとする）。

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果や不服申立ての内容等をもとに、不服申立ての却下及び再調査開始の決定を不服申立て日より30日以内に告発者及び被告発者に通知するとともに、主務課及び配分機関に報告するものとする（調査の対象が文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における特定不正行為の場合は、文部科学省にも報告するものとする）。

- 3 再調査の開始が決定した場合、調査委員会は再調査開始の決定の通知日より50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、当該結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、主務課及び配分機関に報告するものとする（調査の対象が文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における特定不正行為の場合は、文部科学省にも報告するものとする）。
（不利益な取扱いの禁止）

第14条 告発者は、告発が悪意に基づくものであると判明したときを除き、告発をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。
（本調査結果の公表）

第15条 本調査の結果、研究活動の不正行為等が行われたと認定された場合は、契約、法令等に基づき、本調査結果を公表するものとする。

- 2 本調査の結果、研究活動の不正行為等が行われなかったと認定された場合は、原則として本調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に明らかになっているときは、本調査結果を公表することができる。
- 3 前2項において公表する本調査結果の内容は、契約、法令等に基づき、決定するものとする。
（守秘義務）

第16条 この指針による研究活動の不正行為等への対応に携わる者は、告発の内容その他研究活動の不正行為等の調査に関する事項についての秘密を漏洩してはならない。
（規定の準用）

第17条 最高管理責任者は、報道等により研究活動の不正行為等が指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

- 2 第3条、第4条、第5条第1項及び第6条の規定は、財団法人等が実施する委託、助成事業等における研究資金について公的研究費とみなし、準用する。

（補則）

第18条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この指針は、平成20年6月2日から施行する。

附則 この指針は、平成24年1月1日から施行する。

附則 この指針は、平成27年3月1日から施行する。

附則 この指針は、平成29年3月31日から施行する。

附則 この指針は、平成30年8月13日から施行する。

附則 この指針は、平成31年4月1日から施行する。